

1. 平成24年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成24年9月7日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第132号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程4 議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程5 議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第135号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第136号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第137号 郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第138号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第139号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第148号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第149号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第150号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第151号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 日程23 議案第152号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第153号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第154号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第155号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第156号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第157号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第158号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第159号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第160号 平成23年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第161号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第162号 平成23年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程34 議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程35 議案第164号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程36 議案第165号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第166号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第167号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程39 議案第168号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程40 議案第169号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程41 議案第170号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）
- 日程43 議案第172号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程44 報告第9号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程45 報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程46 報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程47 報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程48 報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程49 報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程50 報告第15号 平成23年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程51 報告第16号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山 川 直 保 | 2番 | 田 中 康 久 |
| 3番 | 森 喜 人 | 4番 | 田 代 はつ江 |
| 5番 | 兼 山 悌 孝 | 6番 | 野 田 龍 雄 |
| 7番 | 鷺 見 馨 | 8番 | 山 田 忠 平 |
| 9番 | 村 瀬 弥治郎 | 10番 | 古 川 文 雄 |
| 11番 | 清 水 正 照 | 12番 | 上 田 謙 市 |
| 13番 | 武 藤 忠 樹 | 14番 | 尾 村 忠 雄 |
| 15番 | 渡 辺 友 三 | 16番 | 清 水 敏 夫 |
| 17番 | 美谷添 生 | 18番 | 田 中 和 幸 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長 | 日 置 敏 明 | 副 市 長 | 鈴 木 俊 幸 |
| 教 育 長 | 青 木 修 | 市長公室長 | 田 中 義 久 |
| 総 務 部 長 | 服 部 正 光 | 健康福祉部長 | 布 田 孝 文 |
| 農林水産部長 | 野 田 秀 幸 | 商工観光部長 | 蓑 島 由 実 |
| 建 設 部 長 | 武 藤 五 郎 | 環境水道部長 | 木 下 好 弘 |
| 教 育 次 長 | 常 平 毅 | 会計管理者 | 山 下 正 則 |
| 消 防 長 | 川 島 和 美 | 郡上市民病院 事 務 局 長 | 猪 島 敦 |
| 国保白鳥病院 事 務 局 長 | 日 置 良 一 | 郡 上 市 代 表 監 査 委 員 | 齋 藤 仁 司 |

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 議会事務局長 | 池 場 康 晴 | 議会事務局 議会総務課長 | 丸 井 秀 樹 |
|--------|---------|-----------------|---------|

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長
補 佐

河 合 保 隆

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところ出席をいただきまして、ありがとうございました。また、齋藤代表監査委員を初め市長さん、執行部の皆さんにも、幹部の皆さんもよろしくお願いをしたいと思います。

本定例会は、議案が41件、報告が9件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまから平成24年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、15番 渡辺友三君、17番 美谷添生君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る8月31日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月7日から10月5日までの29日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月7日から10月5日までの29日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成24年第4回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶及び提案説明を申し上げます。

本日、平成24年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、国政におきましては、去る8月10日、国会において「社会保障と税の一体改革関連法案」が成立し、8月22日に公布されました。社会保障の充実、安定化、さらには国と地方の財政の健全化を目的といたしまして、平成26年4月からは消費税、これは国税の消費税と地方税の地方消費税をあわせてでございますが、消費税の税率が8%に、また平成27年10月からは同じく両税あわせて10%に引き上げられることとなるなど、国民生活、市民生活に大きくかかわる内容の法律が成立、公布されたわけでありましたが、法案の成立後の今日においても、その是非や実施時期をめぐってさまざまな議論があり、今後の動向もなお予断を許さないところでございます。

市といたしましても、今後の国政の動きなどを注視しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げたいと存じます。

まず1点目は、いよいよ第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」並びに第12回全国障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」が間近に迫ってまいりました。郡上市は清流国体相撲競技の会場地となりますが、去る8月18日には、昨年に引き続きまして、「第3回全国女子相撲郡上大会」が開催され、国体相撲競技会場として全国にPRができたと考えております。

現在、会場の設営等を進めておりますが、市民を挙げての成功を目指して、準備万端を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、ふるさと林道緊急整備事業「和良・明宝線」が8月22日に開通したことであります。和良町鹿倉から明宝畑佐をつなぐ全長7.7キロメートルの林道で、このたびこれまで未供用区間であった4.6キロメートルの工事が完成いたしました。全線が開通いたしました。

この林道の開通によりまして、明宝せせらぎ街道の畑佐から和良町の国道256号までは、従来の八幡町を経由する場合に比べまして、距離で17キロメートル、時間で25分と、それぞれがこれまでの半分になり、格段に利便性が向上いたしました。

また、明宝・和良間は、これまで土京から小川峠へ出る道路もあることはあるわけですが、実際には堀越峠や大規模林道・安久田を経由する道路に頼らざるを得ませんでした。この林道が開通したことにより、複数のルートが確保され、災害時の安心度も増したと考えております。

今後は、この道路と一体的に進められてまいりました「金山・明宝線」の「明宝トンネル」の一日も早い着工に努力してまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第132号は、専決処分した事件の承認についてであります。

平成24年度郡上市一般会計補正予算につきまして、専決第1号といたしまして、平成24年7月17日付をもちまして専決処分したことにつきまして報告し、承認を求めるものであります。これは、去る7月13日に、豪雨により山腹崩壊をいたしました市道西安久田・穴洞線の災害復旧工事を早期に実施するために、専決したものであります。

議案第133号は、人権擁護委員候補者4名の推薦につき、意見を求めるものであります。

続きまして、条例関係でありますけれども、全部で7件あります。

まず、議案第134号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、実証運行をしております美並美濃線について、有償による本格運行を開始すること及び大和地域、高鷲地域の自主運行バスの運行ルートを変更することに伴い、路線名、運行区間、運行距離及び利用料金の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第135号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定管理者制度を導入することに備えまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第136号は、郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

同じく、指定管理者制度を導入することに備えること及びサービスの休止制度を導入すること等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第137号は、郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

災害対策基本法の一部改正に伴いまして、郡上市防災会議の所掌事務及び委員構成並びに郡上市災害対策本部条例において引用する法令の条項を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第138号は、郡上市景観条例の一部を改正する条例についてであります。

郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定に伴い、郡上市景観条例に定める届出及び勧告の対象行為から、伝統的建造物群保存地区内に係る行為を除外するため、この条例を定めようとするものであります。

次に、議案第139号は、郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

美並学校給食センターの所在地の規定等を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第140号は、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてであります。

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の規制の対象となる看板の範囲を拡充し、当該地区の良好な景観を保全するため、この条例を定めようとするものであります。

次に、決算関係であります。

議案第141号から議案第163号までは、平成23年度郡上市一般会計から平成23年度郡上市病院事業等会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。

齋藤代表監査委員と古川監査委員には、7月9日から8月21日までの期間において、17日間という大変長い日数をかけて、膨大な帳票のチェックから現場の確認まで、精力的に決算の監査を行っていただきました。まずもって、このことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

議員各位には、今議会において決算認定の御審議を賜りますが、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、24年度予算の補正関係でございます。

議案第164号から議案第170号までは、平成24年度郡上市一般会計予算外6会計予算の補正をお願いするものでございます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、社会福祉施設等整備事業5,000万円、これは白鳥ことばの教室の新築移転をするものでございます。

また、現年補助災害復旧事業林業用施設3,403万1,000円、現年補助災害復旧事業公共土木施設2億1,130万円、そして公債費償還元金9億8,370万円、これは将来の公債費負担の軽減を図るため、繰上げ償還の実施をしようとするものでございます。こうしたものの増額等の計上でございます。

一方、歳入では、普通交付税4億6,610万6,000円、国庫負担金1億4,493万9,000円、減債基金の繰入金6億円等の増額等が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ14億2,847万3,000円の追加補正をお願いしようとするものであります。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計では、平成23年度退職者医療、特定健診等の事業費の確定に伴う精算により1,155万6,000円の増額、介護保険特別会計では、平成23年度介護給付費等の確定に伴う精算により5,106万1,000円の増額、ケーブルテレビ事業特別会計では、平成23年度事業費の確定に伴う整備基金への積立及び新会社設立出資金の計上、これは先ほど申し上げました指定管理者制度への移行に伴うものでございますが、その計上により合わせて3,019万5,000円の増額、青少年育英奨学資金貸付特別会計では、月額金、一時金貸付の件数の増に伴いまして530万円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成23年度事業費の確定に伴う一般会計繰入金の精算によりまして2,355万9,000円の増額、和良財産区特別会計では、新規間伐事業の実施により708万9,000円の増額を、それぞれ歳

入歳出について行うものであります。

次に、議案第171号は、財産の無償譲渡についてであります。

地縁団体の認可に伴いまして、これまで市名義となっております白鳥町向小駄良自治会所有の土地を当該自治会に移そうとするものであります。

議案第172号は、物品売買契約の締結についてであります。消防小型動力ポンプ積載車8台の購入契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要でございます。

このほか、財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関する報告が6件、平成23年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、専決処分、これは和解及び損害賠償の額の決定でございますが、これの報告が1件ございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成24年9月7日、郡上市長 日置敏明。

よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議案第132号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第132号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第132号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月17日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。

平成24年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億1,880万5,000円とする。

2については、省略させていただきます。

平成24年7月17日専決、郡上市長 日置敏明。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。地方交付税、補正額が2,000万円、普通交付税でございます。歳出、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、補正額2,000万円でございます。委託料でございますが、1,400万円、工事請負費で600万円でございます。この案件につきましては、7月13日、被災しました市道西安久田穴洞線におきましての委託料において、測量、ボーリング調査ということでございます。

また、工事請負費につきましては、応急工事ということで、早急に復旧する応急工事の対応ということでの専決でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは、委託料とか測量、ボーリング調査、設計に1,400万円、あと工事請負は応急工事で600万円というふうになってはいますが、恐らくこれは応急工事ですので、その後の工事なんかがあるんじゃないかと思えますけども、大体のめどは立っているんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 今の応急工事につきましては、崩壊を少なくするために、1トン土のうというのを延長で75メートルで176袋据えつけました。それと、それではまだ安全が十分でないということで、H鋼を立てまして、それを50メートル間立てて、その間に現場にある木を全部つぎみまして、それで全部柵をしたというのが応急の仮設工事でございます。

それで、この災害につきましては、9月13日ですけれども、災害の査定を受ける予定をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。その他、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第132号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第133号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

今回、平成24年の12月31日をもって、4名の方が任期満了となります。そのため、4名の方を再任についてお願いをするものでございます。住所、氏名、生年月日というふうに読まさせていただきます。

郡上市八幡町市島2115番地1、日置憲正、昭和25年11月18日、この方は1期で3年でございます。郡上市白鳥町白鳥66番地14、石徹白ヒロ子、昭和15年9月30日、この方は4期務められまして、4期で12年でございます。郡上市白鳥町二日町203番地1、三島一朗、昭和21年12月20日、この方は1期で3年を務められてございます。郡上市白鳥町六ノ里375番地、出井建雄、昭和23年5月28日、この方は1期で3年、務められてございます。

4名の方は、非常に人権擁護活動に積極的に活動をされておるといことで、再任をお願いしたいものでございます。新任期におきましては、平成25年1月1日から平成27年12月31日でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案第133号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第134号から議案第140号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程5、議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程11、議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例についてまでの7件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

議案第134号から第136号まで、市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第134号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、現在、実証運行しております美並美濃線につきまして、有償による本格運行を開始すること及び大和地域、高鷲地域の自主運行バスの運行ルートを変更することに伴い、路線名、運行区間、運行距離及び利用料金の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、1ページには、改正条例の中で第2条の表を次のように定めるといふことで、一括で改正後の表を載せさせていただいております。これにつきましては、1枚おめくりいただき、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますが、主だったところでは、大和地域における4路線につきましてのピオへ巡回するコースを追加するということでの運行距離の延長ということでありまして、高鷲の鷲見線につきましては、交通拠点としました高鷲庁舎の前へ、小学校をぐるっと回って、これも距離を少し延長することとなるという部分でございます。

おめくりいただきまして、2ページでは、一番最後の美並美濃線、これが追加になります。

また、別表、料金表につきましては、美並美濃線の料金表がこういう形で、美並八幡線料金表の次にこういう形で追加をさせていただくこととなります。料金の算定につきましては、幹線公共交通路線について、これまでどおり市内の統一化を図ってきてございますので、そうした基準にのっとりまして、初乗り10キロ100円、また3.5キロごとに100円加算ということなどの基準を適用させていただいております。

附則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

新旧対照表でございます。下線部が今回の改正部分となります。栗巣・古道線、神路線、落部場血線、大間見・小間見線、これにつきましてはそれぞれリバーサイドタウン前という停留所を1つ追加をさせていただきまして、これまでの大和庁舎から南のほうへ少し御希望がございまして、これに対応すると。

特に、今回、大和の車両の予算をつけていただきましたことで、新しい小型車両に変えることができましたので、この機会に小型車両ということでピオの駐車場内に入り、そこでの停留所を1基増設して、そして巡回をしていくというコースとなります。それぞれ約300メートルほど延長になるというものであります。

鷲見線につきましては、先ほど申し上げたように、高鷲庁舎へ立ち寄ると。ちょうど現在、改修工事に入っておりますが、交通拠点として整備しておりますので、ここを高鷲地域を通るバス路線については、拠点をそれぞれそこへ立ち寄っていただくというふうなことであります。

おめくりをいただきまして、新旧対照表の2ページですけれども、一番下の美並美濃線が21キロ、美並白山430番地の3、これを起点とする、これは美並健康福祉センターさつき苑でございます。また、美濃市松森上竹下ということで200番地、これは終点ということで、美並インター前という停留所ですが、実際はサピエの構内を利用した停留所ができておりますので、そこを使わせていただくものでございます。

実証運行中、特にこのところの24年度に入ってから乗車実績は5.6名ほど、平均的にございます。こうした市民の皆様の要望に実証実験の実績を踏まえながら対応させていただくもので、週2便、美並の地域内の巡回バスのちょうどお休みをいただけるような時間を利用して、そのバスで、運転手で美濃まで週2回、御利用の皆様のお足として使わせていただくと、こういうものでございます。

新旧対照表につきまして最後のところ、第4条関係では料金表、先ほど申し上げたものによりまして算定しておりまして、そうした料金表を載せさせていただくというものでございます。

よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第135号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、指定管理者制度を導入すること等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、最初の1ページ目ですけれども、今回の改正する条例の改正条文を載せておりますが、この中で主要な改正点は、第31条、1ページ目の下のところにあります指定管理者による管理ということで、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定する者に指定管理者というふうに行わせることができるということで、この規定を追加するというのが大きな今回の改正点でございます。

32条では、指定管理者が行う業務ということで上げておりまして、その業務は、放送施設の管理運営に関する業務、放送施設及び設備の維持管理に関する業務、また加入、利用、変更、脱退、休止、再開等の届出事務、また放送施設の加入及び利用承認を受けた加入者の管理、また加入料、利用料金の徴収に関する業務等を指定管理者に行わせるものでございます。

また、34条におきましては、加入料、利用料金及び工事費の納入ということで、指定管理者が利用料金等を収受し、その会計の中でそれを充てていくということができるというふうな、この制度の特徴でございますが、これも盛り込んでおります。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行すると。あと、経過措置として、これの施行の日

前日までに、この条例の規定によりなされた処分、その他の行為は、この条例の相当規定に委ねた処分、手続、その他の行為としてみなして行うということでございます。

新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。この1ページ、第3条にあります市長、これまで郡上市長（以下市長という）等を入れておりますが、これは郡上市の他の条例等と調整しまして、標準的な表記に合わせるというものであります。

また、下の放送施設の提供する業務という場面等も、表記を一部直させていただくものでございます。以下はずっとそういうふうな形で、法制執務上、表現をより今回この機会に用語を修正させていただいております。

また、一部、2ページの頭にあります17号のところ、「再送信サービス提供」が「再放送サービス提供」というふうになっておりますが、これらは先般の放送法の改正の中で用語が改められたことに伴いまして、幾つかこうした修正をかけさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の主要な改正点は、新旧対照表3ページの26条から30条、その下のところ、31条、指定管理者による管理というところを追加させていただいております。

こういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

基本的には、指定管理者制度は既に郡上市で62施設導入されておりますが、それらと手続としては同じ考え方でおりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第136号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、指定管理者制度を導入すること及びサービスの休止制度を導入すること等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

先ほどのケーブルテレビの条例と同じでございます。これは一体のものでありますが、条例といたしましてはこの2つに関係をしまいりますので、指定管理者導入に伴いまして、こうした規定の整備をさせていただきたいというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正条例がございます。今般の改正の中で、第21条、指定管理者による管理というものが一番大きな改正点であります。

このほか、第15条におきましては、インターネットの休止制度というものをテレビと同様に制度として設けるとしてしておりますし、13条の第2項の部分では、これはいわゆるインターネット利用料の徴収開始時期を実情に合わせるための改正でありまして、「利用開始日の属する月」というものを「利用開始日の属する月の翌月」ということとしております。これは実態に合わせた形の改正でありますので、よろしくお願いをいたします。

また、第6条の場面で、インターネットサービスの提供につきまして、ケーブルテレビで音告プランというものを新たに先般設けました。音声告知放送のみをお聞きいただくというプランで、料金も安くしておるわけですが、この場合におきましてはインターネットサービスの提供加入はできないということを明記するというのが第6条第2項でございます。

このほかは、先ほど申し上げましたように、法制執務上の用語につきまして、他の郡上市の条例との整合性を求めて、一部用語を修正しております。

新旧対照表をごらんいただきますと、ただいま申し上げましたように、第2条、第3条につきましては、これは先ほど申し上げたような形で、用語の修正であります。第6条のところは、音告プランのみを利用している場合は、この場合におきましてはインターネットサービスの提供の未承認事項に当たるということで、追加するものでございます。

2ページにおきましても、第7条では用語の修正、それから第13条につきましては、先ほど申し上げました利用料の徴収開始時期を実情に合わせさせていただくと、実態に合わせた改正であります。

第14条は、サービスの休止につきまして、これテレビのほうはこういう制度を位置づけておりましたので、いわゆる休止して、また再開できると、そういうふうな制度を明記したということになります。

今般の主要な改正点としましては、第21条、指定管理者による管理というものを盛り込んだ点であります。

情報通信のほうの指定管理者が行う業務ということでお渡しをするものにつきましては、通信施設の管理運営、通信施設及び設備の維持管理、それからサービスの提供のための加入申請、変更、脱退、休止、再開等の届出、またサービスの提供の承認を受けた加入者の加入者管理、それから加入料及び利用料金の徴収に関する業務などがあります。これも、郡上市で現在導入しております指定管理者制度に倣ったものであります。

こうして、ケーブルテレビ事業とともに、情報通信ネットワーク施設につきましても、指定管理者制度の導入ができる条例の整備を今般させていただきたいということで、上程をさせていただいております。よろしく願いをいたします。

附則につきましては、施行期日ということで、この条例は公布の日から施行する。経過措置は、先ほどと同じでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 続いて、議案第137号について説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第137号 郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部

を改正する条例について。

郡上市防災会議条例及び郡上市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。災害対策基本法の一部改正に伴い、郡上市防災会議の所掌事務並びに委員構成及び郡上市災害対策本部条例において引用する法令の条項を改めるため、この条例を定めようとするでございます。

この条例においては、附則で公布の日から施行するというところでございますが、新旧対照表のほうをお願いいたします。

今回、2つの条例の一部改正ということで、まず郡上市の防災会議条例の一部改正というところでございます。

所掌事務の関係でございますが、旧のほうを見ていただきますと、2がございます。下線が引いてある部分に変更部分でございますが、新のほうで新たにここに改めるということで、市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することというふうに改められます。

また、3につきましては、前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べるということで、この部分が追加されるということです。これは、防災会議と災害対策本部の役割の見直しというような形でございます。そこで、特に地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議するというところでございます。また、その審議したことについて、市長に意見を述べるという項目が追加されました。

また、旧のほうの3については、3が新たに追加されたために、4に繰り下がるということでございます。

それと、その下の委員の関係でございます。5でございますが、8の自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから、市長が任命する者ということで追加されました。今までの防災会議の委員につきましては、充て職となっている防災機関の関係の職員という形になってございました。そこで、地域防災計画の策定等に当たって、多様な面からの意見を反映できるような形で、自主防災組織とか、また学識経験者ということで任命することができるという形で追加されたということでございます。

続いて、その裏面のほうになりますが、郡上市の災害対策本部条例の一部改正ということでございます。

ここは、法令の引用条項の変更でございます。旧で第23条7項が第23条の第8項に変更されたということでございます。これは、法令の中で、旧の場合は県としての災害対策本部ということで、一括でこの条項に入っておったということでございますが、新たに県と市の対策本部の規定が市という形で規定されたということで、引用条項の変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第138号について説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第138号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について。

郡上市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定に伴い、郡上市景観条例に定める届出及び勧告の対象行為から、伝統的建造物群保存地区内に係る行為を除外するため、この条例を定めようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

新旧対照表でございますけれども、第11条でございますが、アンダーラインの部分が追加しているわけでございますけれども、景観条例は郡上市全体を対象にしておりますけれども、今回、重伝建地区に指定を受けた地区につきましては、届出、勧告等の対象行為を重伝建地区の保存条例で対応するというので、景観条例の中からは除外するというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 議案第139号から140号までの説明を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 議案第139号 郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、美並学校給食センターの所在地等を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきまして、改正条例の条文でございます。中ほどでございますが、第2条の表、郡上市八幡学校給食センターの項中「小野8丁目」を「小野八丁目」に改め、同表、郡上市美並学校給食センターの項中「745番地1」を「1347番地1」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

小野8丁目につきましては、8丁目の数字をアラビア数字から正式な漢数字に改めるものでございます。

また、美並学校給食センターにつきましては、以前、三城小学校裏にあったわけでございますが、建物の老朽化等によりまして、平成16年度に郡南中学校裏の敷地に建設しまして、平成17年3月に完成し、現在に至ってございます。本条例中の所在地を改めていないことがわかりましたので、今

回、改めさせていただくものでございます。

いずれも適正な事務処理を行っていなかったことによるものでございまして、深く反省いたしまして、今後、このようなことのないよう努めさせていただく所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次ページにつきましては、新旧対照表でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第140号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について。

郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。
平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の規制の対象となる看板の範囲を拡充し、当該地区の良好な景観を保全するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、改正条文が載っておりますが、新旧対照表で説明させていただきます。附則としましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条でございますが、第3条につきましては第4項を加えるものでございまして、第4項につきましては、第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用するということとございます。この第1項といいますのは、保存地区の保存計画を定めたときには、保存審議会の意見を聞いて定めなければならないということになってございます。及び前項、3項に当たるわけでございますが、3項につきましては、保存計画を定めたときはこれを告示しなければならないということになってございます。保存計画を変更した場合も、これを準用するということとございます。

続きまして、第4条でございますが、第4条の第1項につきましては、許可を受けなければならない行為の第1号から第7号を改めさせていただくものでございますが、行為の内容が変更となるところにつきましては、旧における第3号、看板の新設、改築、模様替え、または色彩の変更で、その外観を変更することとなるものを、新におきましては第7号で、屋外広告物の設置、または外観の変更ということに改めさせていただきまして、看板に限定せず、屋外広告物としてその範囲を拡充するものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをします。ただいま説明がありました議案第134号から議案第140号までの7件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号から議案第140号までの7件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ただいま常任委員会に付託いたしました議案第134号から議案第140号までの7件については、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これについて御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号から議案第140号までの7件については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第141号から議案第163号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程12、議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程34、議案第163号 平成23年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23件を一括議題とします。

順次説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第141号 平成23年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第148号 平成23年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第149号 平成23年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第150号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第151号 平成23年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第152号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第153号 平成23年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第154号 平成23年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第155号 平成23年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第156号 平成23年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第157号 平成23年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第158号 平成23年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第159号 平成23年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第160号 平成23年度郡上市

明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第161号 平成23年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第162号 平成23年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第163号 平成23年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て議会の認定に付する。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

詳細な説明をするのが本意でございますが、詳細な説明の機会が与えられるということで、この総括表にて説明にかえさせていただきたいと思っております。

まず、総括表のお読みさせていただくのは、議案番号、会計名、それとBの歳入決算額、Cの歳出決算額、またDの歳入歳出差し引き額ということでございます。単位におきましては、円ということでございます。また、読み上げない部分もございますが、この部分においてはパーセントと、予算現額においては円ということでございます。

それでは、議案第141号、一般会計、311億9,909万4,776円、301億9,845万5,360円、10億63万9,416円。

議案第142号、国民健康保険特別会計、50億3,272万6,202円、47億2,557万8,775円、3億714万7,427円、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定でございます。4億6,176万9,389円、4億4,313万1,564円、1,863万7,825円。

議案第143号、簡易水道事業特別会計、7億7,194万5,557円、7億5,073万9,541円、2,120万6,016円。

議案第144号、下水道事業特別会計、26億3,907万4,840円、26億1,424万9,016円、2,482万5,824円。

議案第145号、介護保険特別会計、35億60万8,055円、34億5,436万270円、4,624万7,785円。

議案第146号、介護サービス事業特別会計、7億1,583万3,609円、6億9,970万5,209円、1,612万8,400円。

議案第147号、ケーブルテレビ事業特別会計、8億8,187万3,215円、8億4,167万7,539円、4,019万5,676円。

議案第148号、駐車場事業特別会計、396万3,479円、376万1,931円、20万1,548円。

議案第149号、宅地開発特別会計、4,214万8,673円、4,209万4,100円、5万4,573円。

議案第150号、青少年育英奨学資金貸付特別会計、1,392万4,610円、922万3,783円、470万827円。

議案第151号、鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,019円、1,191万7,019円、ゼロでございます。

議案第152号、後期高齢者医療特別会計、5億1,844万1,582円、5億1,668万6,886円、175万4,696円。

議案第153号、大和財産区特別会計、2,556万1,957円、930万9,868円、1,625万2,089円。

議案第154号、白鳥財産区特別会計、472万9,293円、198万1,180円、274万8,113円。

議案第155号、牛道財産区特別会計、1,559万9,745円、203万3,696円、1,356万6,049円。

議案第156号、北濃財産区特別会計、527万7,733円、239万7,800円、287万9,933円。

議案第157号、石徹白財産区特別会計、2,785万313円、2,255万5,468円、529万4,845円。

議案第158号、高鷲財産区特別会計、3,955万8,110円、2,129万135円、1,826万7,975円。

議案第159号、下川財産区特別会計、1,135万8,502円、120万8,059円、1,015万443円。

議案第160号、明宝財産区特別会計、2,880万332円、1,211万4,121円、1,668万6,211円。

議案第161号、和良財産区特別会計、2,317万483円、397万1,375円、1,919万9,108円。

議案第162号でございます。水道事業会計でございます。収入2億9,512万7,580円、支出2億6,114万4,069円、3,398万3,511円、資本の収入でございます。5,253万5,750円、支出1億4,216万3,856円、マイナスの8,962万8,106円。

議案第163号の病院事業会計でございます。収益の部分でございます。収入でございます。41億5,669万3,399円、40億1,207万5,760円、1億4,461万7,639円、資本の収入でございます。2億1,131万円、支出が4億4,654万2,806円、マイナスの2億3,523万2,806円でございます。

総合計におきまして、459億7,522万7,474円、443億8,844万2,695円、15億8,678万4,779円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ここで休憩をいたしますので、よろしくお願いいたします。55分に会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

（午前10時44分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開いたします。

（午前10時54分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に説明をいただきました議案につきまして、監査委員によります審査が実施されております。

ここで代表監査委員の審査報告をいただきたいと思っております。

齋藤代表監査委員、よろしくお願いいたします。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、決算審査報告をさせていただきます。

平成23年度の決算審査の結果につきましては、平成23年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成23年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっております。

おりますが、概要のみを報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月9日から8月21日まで、調書及び資料による書類審査を15日間、現地審査を2日間として7地域を回り、計17日間にわたりまして、古川監査委員と2名で実施いたしました。

財政厳しい折、実質公債費比率が18%を超えていることから、公債費負担適正化計画により市債の新規発行額が抑えられております。各部署においては節約に努められ、その取り組みがあらわれていると認識いたしました。今後の市の発展に必ず寄与するものと考えております。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出しております郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のお手元にお配りしております1ページのとおりであります。

市長から審査に付されました一般会計・特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿及び証拠書類などについても、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますが、関係法令、あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていると認めました。

それでは、一般会計、特別会計から、順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況調査の総括意見といたしましては、37ページをお開きください。お手元にお配りしております、よろしいですか、37ページですが、それに従って御説明させていただきます。

平成23年度の財政状況は、一般会計及び特別会計を合わせた決算総額の歳入歳出差引額が15億8,678万円、翌年度へ繰り越すべき財源2億4,347万円を控除した実質収支では13億4,331万円の黒字ですが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支では約5,770万円の赤字となっております。

一般会計の地方債については、平成23年度に42億3,310万円を借り入れ、元金の償還が51億1,220万8,000円で、平成23年度末残高は8億7,910万8,000円減少し、462億9,244万6,000円となりました。

平成23年度は、補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債を除く新規発行が28億9,400万円となり、公債費負担適正化計画の28億円を超えていますが、これは平成22年度から繰り越した5億240万円あり、平成24年度への繰り越しが2億6,190万円と減少したためでありまして、単年度で見れば28億円以内となっております。地方債残高の減額の努力がうかがわれます。

次に、財政分析の上で重要な指標となる普通会計の経常収支比率でございますけれども、前年度と同様の85%でした。経常収支比率は80%を超えないことが望ましいことから、本市の財政状況は引き続き厳しい状況にあると言えます。

また、実質公債費比率が20%で改善されましたが、18%を下回るまでの間、地方債の新規発行額を順次引き下げていくことは、市内の産業に与える影響が年々大きくなっているものと懸念されま

す。

次に、基金の残高といたしましては、財政調整基金は1,596万5,000円積み立てられ、39億3,445万5,000円となり、減債基金は平成19年度から公債費負担軽減措置のため繰上償還が実施されてきましたが、23年度は繰上償還は行わず、6億1,051万2,000円積み立てられまして、11億9,594万2,000円となりました。

特定目的基金は、鉄道経営対策事業基金の7億100万円と財産区の2億5,909万円を含めて、52億6,864万6,000円となりました。前年度より5億2,458万円減っていますが、これは公共施設整備基金3億6,100万円などの取り崩しがあったためであります。

基金残高合計では103億9,904万3,000円となり、1億189万7,000円の増となっております。

次に、市税でございますが、前年度より5,111万7,000円減少しておりますが、これは法人市民税の大きな落ち込みのためであり、なかなか景気が回復していないことが感じられます。教育費や災害復旧費が増額しており、その財源として基金繰入金を前年度より3億4,319万円、市債を3億5,820万円、それぞれ増額して対応されています。

次に、市税収納状況について、職員を県税事務所に派遣し、徴収事務の研修を行うとともに、住民税の過年度滞納分の一部を県税事務所へ徴収委託したことにより、過年度分の収納は改善されましたけれども、現年度分の収納率は若干落ちております。

国民健康保険税は、現年度課税分の収納率が大きく落ち込み、収入未済額が過年度分と合わせて3億6,869万円と、大きな額となっております。また、使用料や給食費などの収入未済額も増加しております。

庁内連携による情報交換等も行われているようですが、担当者のみではなく、管理職の先頭に立って庁内の連携をさらに密にし、収納率向上に努められるよう望むところでございます。

また、滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分を徴収するかが重要であります。徴収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの部署での徴収体制をいま一度見直し、過年度分がいつまでも残らないように、職員の責務として専門的な知識を身につけ、機動力のある徴収体制をとる中で、滞納者個々の生活を把握し、差し押さえや保証人への交渉等を進め、現状でできる厳しい措置をとることが必要と考えられます。

工事の入札につきましては、ほとんど請負率が94%に集中しているように感じられます。これは、予定価格の公表によって、落札額の絞り込みがしやすくなると考えられますけれども、郡上市の財政状況を考えた効率的な入札の執行方法に早急に改善していただきたいと思っております。

次に、博物館の施設利用でございますけれども、入館料を下げたところでありまして、一部の博物館では全く効果がなく、入館者が減少しております。収益と経費のバランスを図るためにも、利用の少ない期間は、休館、あるいは予約制にするなど、開館方法を検討して

いただきたいと思ひます。

また、市民への学習資料の提供の場としての機能が弱いように感じられます。市内の青少年団体や学校を通じて、利用の拡大に努めていただきたいと思ひます。

また、文化センター関連施設や社会体育施設の利用も、年々減ってきております。民間活用を含めた活用促進と対処方法について、検討していただきたいと思ひます。

次に、小学校においては、急激な少子化により複式学級も進められており、学校の適正規模については早急に進めていく課題と感じます。広い市域ではあります、少年期における集団活動の場としての機能を持った学校経営を目指して、できる限り早い対応をしていただきたいと思ひます。

次に、消防団員の減少により、消防車等の消防施設は配備してあつても、これを動かす人員を確保できていない現状が見受けられます。団員の確保はもとより、支援員の確保や組織の見直し等により、消防活動が迅速かつ機能的に行われるよう検討していただきたいと思ひます。

次に、財産区特別会計の管理についてですが、支出の命令、金銭もしくは物品の出納保管については会計課で行うこととなった財産区は4財産区のみでありまして、それ以外は会計課が直接関与できない状況であります。また、非常に多くの予備費を有している財産区が見受けられ、予算総額に対してかなり多い不用額となっております。明らかに不用となる金額は、資産運用等で有効活用を考えていただきたいと思ひます。

以上で、平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に尽力いただきたいと思ひます。

それでは、引き続きまして、公営企業会計の病院事業等会計と水道事業会計について御報告申し上げます。

審査の方法、審査の結果につきましては、平成23年度郡上市公営企業会計決算審査意見書にございます1ページを見ていただきたいと思ひます。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財務状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計については、若干個別の説明を申し上げます。

それでは、15ページを開いていただきまして、公営企業会計決算書の意見書でございますけれども、15ページ、よろしいでしょうか。

平成23年度は、両病院ともに医療機器の整備を行っておりまして、郡上市市民病院では内視鏡外科手術システムなど15点で約3,000万円、国保白鳥病院ではレントゲンを中心に15点で1億1,800万円の整備となっておりますが、より高度な医療を進めていくには必要な措置と考えます。

また、公立病院改革プランに従って、健全経営への取り組みの努力も結果が出た年となっております。

ます。

では、業務の実績について見ますと、郡上市民病院の入院患者は昨年に引き続きまして7%台の増加がありました。国保白鳥病院では減少となっておりますが、これは医師不足が原因だと思われるます。

年間病床利用率は、郡上市民病院が93.6%で、前年度に比べまして6.1ポイント増、国保白鳥病院は86.8%で、前年度に比べ4.7ポイント減となっております。両病院とも前年度から黒字経営に転じており、市民病院については本業である医業でも黒字となり、非常によい状況となっております。

主な財政比率を見ますと、両病院ともに固定比率が高いままでありますが、徐々に改善されつつあります。自己資本構成比率も両病院とも徐々に改善されておりますけれども、理想比率は50%を大きく下回っております。これは、病院の建てかえを企業債に依存したためで、企業債の償還を完了するまで、その抑制は望めないものと思われまます。

経営改善されつつある中で、未収金の問題がございます。郡上市民病院は前年度に比べ減となっておりますが、国保白鳥病院は前年度より増となっております。未収金の回収には努力されていると思っておりますけれども、まだまだ多い状態であります。未収金は、現年度分の発生を防止することが肝要であります。特に、入院分は、高額な上に、退院してしまうと支払いの機会を逃してしまうおそれがあるので、この点に留意して、いま一度、これまでの徴収体制の見直しを行いまして、一層未収金の徴収体制の強化を図っていただきたいと思ひます。

また、何年も前の滞納については、状況を調査していただき、対応の検討していただきたいと思ひます。

公立病院の経営環境は一層厳しさを増している中で、経営の黒字化が達成できたことは、健全経営に向けて職員が一丸となって取り組まれた結果だと、高く評価いたします。

今後も、さらなる経費節減に努めるとともに、医師、看護師等の持続的な確保に努められ、公立病院が果たす役割を再認識し、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努めていただきたいと思ひます。

以上が、23年度郡上市病院事業等会計に関する審査意見であります。公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民には欠かすことのできない施設であります。公立病院経営が今後も順調に推移していくことを期待しております。

続きまして、水道事業についての審査意見でございますけれども、31ページを開いていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

平成23年度の業務実績は、給水人口、年間総配水量、年間給水量とともに減っております。また、給水収益の根幹となる有収率は、八幡地域では漏水調査、修繕を行った結果、向上されております。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は、八幡地域が134円2銭、白鳥地域が130円63銭となっております。営業費用は、八幡地域が92円99銭、白鳥地域が176円75銭となっております。

1立方メートル当たりの水道水を給水することにより、八幡地域では41円3銭の給水利益となり、白鳥地域では46円12銭の給水損失となっております。給水収益はどちらも減っておりますが、営業費用を抑えることで、給水利益が改善されております。

給水収益の未収金は、過年度分と当年度分の合計で両地域ともふえましたが、当年度分の未収金は前年度の当年度分と比較すると、八幡地域では54万2,885円減、白鳥地域では19万1,316円の減、当年度分全体の比較では73万4,201円の減となっております。未収金の新規発生を防ぐ努力がうかがえました。今後、さらなる未収金の回収に向けて対応をお願いしたいと思います。

次に、主な財政比率を見てみますと、流動比率は理想比率を大きく上回っております。また、営業収支比率は、八幡地域は営業利益となっておりますが、白鳥地域は100%未満であり、営業損失となっております。今後、配水管の漏水修繕や老朽化した施設の更新などの水道施設の整備や事業の統廃合及び災害に強いライフラインの構築などの長期的な事業が必要でありまして、多大な費用も必要となってくると思われます。

また、人口減に加え、市民の省エネ、省資源への関心が高まりまして、節水意識の定着や節水機器の普及等により、給水収益の大幅な増は望めず、経営環境はますます厳しくなると予想されますことから、限られた財源の中、より一層の経費節減に努め、経営基盤の強化を図り、より効率的な事業を展開するとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められるよう望むところであります。

以上、平成23年度郡上市水道事業会計に関する意見書であります。

最後になりましたが、一部意見として触れ、後にも報告されることになっておりますが、財政健全化比率等の審査も実施しております。

実質公債費比率が20%と改善されましたが、前年度に引き続きまして18%を超えており、現時点では決して健全とは申しません。しかし、公債費負担適正化計画による市債の新規発行が適正に守られております。将来負担比率122.1%であり、前年度より10%改善されております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれておりませんので、財政破綻というような状況の数字は見当たらないので、心配はないと思います。

以上をもちまして、報告を申し上げまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 齋藤代表監査委員には、詳細な報告をありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦勞さまでございました。また、監査委員のお二人に感謝申し

上げるとともに、敬意を表するものであります。

指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思っております。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第141号から議案第163号については、議案付託表のとおり、議案第141号については、決算認定特別委員会を設置し、審査を付託することとし、議案第142号から議案第163号までの22件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第141号から議案第163号については、議案付託表のとおり、議案第141号については、決算認定特別委員会を設置し、審査を付託することとし、議案第142号から議案第163号までの22件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま各委員会に付託いたしました議案第141号から議案第163号までの23件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、各委員会に委任したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、各委員会に付託しました23件については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また地方自治法第98条に規定する議会の権限を各委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第164号から議案第170号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程35、議案第164号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第3号)についてから、日程41、議案第170号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、一般会計と特別会計における補正予算でございますが、詳細な説明の場をいただけるということで、きょうは私のほうから一括して説明させていただきます。また、簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第164号でございます。平成24年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成24年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億2,847万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億4,727万8,000円とする。

2は省略させていただきます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

続いて、6ページをお願いします。第2表の債務負担行為補正でございます。追加でございますが、現年補助災害復旧事業、公共土木施設災害ということで、24年度から25年度までということで、3,000万円の限度額でございます。この件につきましては、市道の西安久田穴洞線の復旧工期が非常に長くなるということで、25年度までになる予定でございますので、債務負担をお願いしたいものでございます。

「第3表 地方債補正」、変更でございます。補助災害復旧事業ということで、補正前の額が5,240万円ということでございますが、補正後におきましては1億3,780万円ということで、8,540万円の増額をお願いしたいものでございます。

それで、合計が35億3,800万円が補正前でございます。補正後においては36億2,340万円ということで、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第165号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成24年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,601万6,000円とするということでございます。

2については、省略させていただきます。

続きまして、166号をお願いします。議案第166号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,695万1,000円とする。

2は省略させていただきます。

続いて、167号でございます。議案第167号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成24年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,019万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,925万3,000円とする。

2は省略させていただきます。

168号をお願いします。議案第168号 平成24年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

平成24年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,752万4,000円とする。

2は省略させていただきます。

議案第169号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。平成24年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,355万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,710万9,000円とする。

2は省略させていただきます。

議案第170号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。平成24年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,943万4,000円とする。

2は省略させていただきます。

以上が今回の補正でございます。

それで、詳しいことは、一般会計も特別会計もこの事業概要説明一覧表のほうに記載してございます。そちらのほうでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第164号から議案第170号までの7件については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号から議案第170号までの7件については、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第164号から議案第170号までの7件については、郡上市会議規則第46条第1項の規定により、9月10日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号から議案第170号までの7件については、9月10日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

◎議案第171号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程42、議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第171号 財産の無償譲渡について（白鳥町向小駄良地内）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産でございます。種別、所在地、地積、地目の順で読まさせていただきます。

土地につきまして、郡上市白鳥町向小駄良字上垣内300番地1、66平方メートルでございます。雑種地でございます。土地、郡上市白鳥町向小駄良字中谷350番地1、304平方メートルでございます。雑種地。合計が370平方メートルでございます。

譲渡の相手方でございます。郡上市白鳥町向小駄良321番地、向小駄良自治会、自治会長 佐藤正彰でございます。

譲渡の理由でございます。地縁団体の団体認可に伴いまして、市名義となっている向小駄良自治会所有の土地を当該自治会に移すということでございます。

その次の資料につきましては、場所、位置図でございますが、下に今の地番、地積とか地目の表がございます。ここで線が引いている丸の部分でございますが、この部分の土地370平方メートルを自治会のほうへ無償譲渡していきたいということでございますので、よろしく御審査をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第171号については、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第171号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第171号については、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第171号については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第172号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程43、議案第172号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第172号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的でございます。消防小型動力ポンプ積載車の購入でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額、4,662万円と。契約の相手方、岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。納入場所でございます。郡上市白鳥町越佐757番地5ほかでございます。物品の内容は、消防小型動力ポンプ積載車8台でございます。

続いて、資料のほうですが、納入場所においてはここに書いてございます。このような形で、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良といったところへの19年たっておるものについて更新しておるという形でございます。納入期限においては、平成25年2月28日ということでございます。

内容においては、車両の仕様においては、平成24年式のダブルキャブの4WDというようなことで、排気量が2,500と、また寒冷地仕様という形で、最大積載量、また最小回転半径、パワーステアリング装置付ということで、環境仕様も対応しておるということでございます。

また、その後ろに物件の入札結果というような形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 落札率が89%ということで、主に市外の業者が入札しておるんですが、市内の業者は全部辞退というようになっていますね、ほかもありますが、これは何か事情はわかるんでしょうか、わからんのかな。それだけのものは出せんということなんやろうと思いますけどね。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回、市内の業者の方が指名した中で受注していただくとよかったんですが、本当に辞退ということになりました。事情については、各業者の方の事情があると思いますので、そこまでは把握しておりませんし、昨年までは今まで消防自動車というところで、市内の方、指名願を出しておられなかったんですけど、今年度から初めて出されたという中で、我々も非常に期待はしておったんですが、こういう事態になったということで、詳しい事情については非常に残念ですけどわからないということで、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 6番、よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第172号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第172号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第9号から報告第14号までについて(報告・質疑)

○議長(清水敏夫君) 日程44、報告第9号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程49、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) ただいま一括議題とされました6件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、地方自治体が資本金や基本金等を50%以上出資している、そうした法人に関して、経営状況を議会に報告をするものでございます。

なお、お手元にこうしたA4版の資料で、平成23年度における第三セクター経営状況の報告という資料をお配りしておると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

では、報告第9号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

中に決算報告書等が提出されておりますが、御無礼ですが、概要で申し上げさせていただきます。

この産業振興公社は、平成11年に設立され、資本金が2,570万円で、市の出資分は2,000万円で、率にして77.8%であります。23年度の決算の状況でございますが、当期総収入額が2億7,788万6,000円、当期総支出が3億2,127万2,000円、当期の損益が4,338万6,000円のマイナス決算となりました。

なお、純資産の当期末残高は9,496万8,000円であります。

先ほど損益がマイナス決算ではございましたが、この総支出額の中には、市との指定管理契約の約定に従って、八幡城の収益の中から市へ納めた600万円の寄附金が含まれておりますし、またこの23年度には購入をして資産となりました稲葉邸の購入費用4,000万円が含まれております。

以上で、産業振興公社の決算状況でございます。

次に、報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。御無礼ですが、朗読を省略させていただきます。

この会社は、昭和63年に設立されまして、開発型インターぎふ大和インターチェンジの建設負担金の償還を担っております。資本金は3億435万円であり、郡上市の出資分が2億9,305万円ということで、率にして96.3%でございます。

平成23年度の決算状況につきましては、総収入額が5億9,390万6,000円、総支出額が6億2,036万4,000円、当期損益が2,645万8,000円のマイナス決算でございます。

なお、純資産の当期末残高は2億4,432万5,000円でございます。

こちらにもマイナス決算ではございますが、支出の中には日本高速道路保有債務返済機構と、それから郡上市への償還金、合わせまして2,249万7,399円が含まれておるところでございます。

なお、インターチェンジ建設負担金の償還の残高は、年度末残高が6,110万円余りでございまして、償還の完了は平成30年3月ということで、あと6会計年度ほど償還がございまして。

次に、報告第11号でございます。株式会社伊野原の郷の経営状況の報告についてでございます。

この会社は、平成8年に設立されまして、白鳥町石徹白の交流促進センターカルヴィライとしろ、あるいは石徹白ふるさと館、ふるさとの森の3施設の指定管理等を行って、地域の交流促進を進めているところでございます。会社の資本金は2,005万円、郡上市の出資金が1,005万円ということで、率にして50.1%でございます。

23年度の決算状況ですが、総収入額が2,442万9,000円、総支出額が2,365万2,000円、当期損益は77万7,000円の黒字決算でございました。

なお、純資産の当期末残高は1,779万5,000円でございます。

宿泊部門、飲食部門等、若干売上額が前年を下回ってはおりますが、営業外収益のほうで収益を上げ、黒字決算に持って行ってございます。

次に、報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告についてでございます。

この会社は、平成4年に設立されて、白鳥町前谷の通称ハートピア四季という宿泊飲食施設の指定管理を受けながら、地域の交流促進、地域活性化に取り組んでいるところでございます。資本金は1,000万円、市の出資分が850万円で、率は85%でございます。

平成23年度の決算状況でございますが、総収入額が2,009万2,000円、そして総支出額が1,859万6,000円、当期損益は149万6,000円の黒字決算でございます。

なお、純資産の当期末残高は256万7,000円ということでございます。

レストラン部門はほぼ前年並みだったんですが、宿泊部門、あるいは宴会部門で収入を伸ばしておりまして、黒字決算につなげております。

次に、報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告についてでございます。

この会社は、平成3年に設立されまして、開発型インター高鷲インターチェンジの設置に係る建設費の償還を担っております。資本金は8,150万円、うち郡上市の出資金が4,155万円ということで、率にして51.0%でございます。

お手元の資料の5の3ページというところがございますが、ここに事業の負担金、あるいは償還の状況が載せてございます。NTT資金の借入分負担分総額5億5,986万円、これを20年償還するものでございまして、平成23年度には3,732万4,000円を償還をしております、償還完了は平成31年3月となっております。

なお、株式会社イーグルの税法上の業務で申しますと、資金の返済の取り次ぎと集金の業務というようになっております。よって、償還金の動きについては、勘定元帳のほうには記載がされておりますが、仮受け、仮払いというような形で相殺をされています。そのために、貸借対照表のほうにはこの動きが出てまいりません。

したがって、損益計算書のほうに事務費等の一般管理費の費用が上がっております。これらの年間の必要な経費を預金利子、その他の収入をもって賄いまして、平成23年度の決算は7,117円の余剰金、プラスということでございます。

なお、純資産の当期末残高は5,312万2,000円でございます。

次に、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてでございます。

株式会社ネーブルみなみは、美並地域の振興のために、自動車道瓢ヶ岳パーキングエリアにおいて施設を開設し、管理経営を行っております。また、まん真ん中子宝温泉への出資もし、経営に参画しているところでございます。会社の設立は平成11年であり、資本金が7,000万円、うち郡上市の出資金が3,775万円、率にして53.9%でございます。

平成23年度の決算状況ですが、総収入額が1億2,914万9,000円、総支出額が1億2,668万3,000円、当期損益が246万6,000円の黒字決算ということでなっております。一部、5%の株主配当が行われているところでございます。

なお、純資産の当期末残高は9,992万3,000円でございます。

以上、概要のみでございましたが、報告させていただきました。

○議長（清水敏夫君） 以上、報告がございました。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 事情がわからぬので、ちょっとお聞きします。

イーグルの決算を見ますと、収入、それから支出ともに非常に少なく、これは説明によれば、インター建設費の償還やというのをお聞きしたんですけれども、そのお金はどこからどのように出

ておるのか、ちょっとわかりませんので、説明していただきたいのと、それから一番最後の正職員がゼロになっていますね。その上もそうなんですが、これは役員の方が交代しちゃってやっているというような意味なのか、ちょっとお聞きをします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 株式会社イーグルにつきましては、先ほど申しましたように、インターチェンジの建設費の負担金の償還ということでございますが、今も申し上げましたが、償還金の動きというのは勘定元帳のほうでは記載されていますが、この処理が仮受け、仮払いという処理で相殺をされておまして、貸借対照表のほうには上がってきておりません。

それで、実際の金の使いの事務費のほうの関係だけが、損益計算書のほうに上がっております。事務の振り込みの手数料とか、いろんなそうした事務費だけが上がっておるとい、こうした会計の仕組みになっております。よろしくお願ひします。

そして、役員につきましては、執行役員が6名ございますが、正職員はございません。こちらは市の職員が兼任で事務を務めております。

○議長（清水敏夫君） 6番議員、よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 会計の報告の仕方がそういう格好になっているということですが、償還しておることはどこかでそれだけのお金を生み出して償還しているわけですから、今は説明ができんのかなと思ったんですが、どういようにそのお金は生み出されておるのか、わかりませんでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 大ざっぱに申しますと、高鷲地域の大手の観光施設の企業からの負担金をいただいて、それで年々の償還をしておるとい仕組みになっております。

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） それでは、以上で報告第9号から第14号までの報告を終わります。

◎報告第15号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程50、報告第15号 平成23年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第15号 平成23年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告します。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、1の健全化判断比率でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、バーということで数値はあらわれてきておりません。実質的に赤字ではないということでございます。

また、実質公債費比率でございますが、20.0%ということで、前年度は21.1%ということでございますので、1.1%の減と。

また、将来負担比率においては122.1%ということで、前年度が132.1%ということで、10%の減でございます。

また、2の資金不足比率でございます。各会計、水道事業会計、また病院事業等会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、宅地開発特別会計において、資金不足ということはありませんので、バーという表示になってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で、報告第15号の報告を終わります。

◎報告第16号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程51、報告第16号 専決処分の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成24年9月7日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第4号でございます。専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定についてと。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年7月6日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成24年4月27日午前8時45分ごろ、郡上市和良町三庫地内において、公用車が国道256号線を走行中、左方向から出てきた相手車両と接触した。市は、

示談により損害を賠償する。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。損害賠償の額は1万1,678円でございます。

専決第5号、また専決処分書と下の文書については同じでございますので、省略させていただきます。平成24年7月23日に専決でございます。平成24年6月19日午前8時30分ごろ、郡上市大和町神路地内の路上において、公用車、スクールバスでございますが、停留所に停車しようとした際、停車中の相手方車両に接触したと。市は、示談により損害を賠償する。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。損害賠償の額が11万5,045円でございます。

専決第6号でございます。平成24年の7月31日ということでございます。損害賠償による和解の内容ですが、平成24年6月4日午後1時30分ごろ、郡上市八幡町小野地内、小野第1公園において、職員が草刈り作業中に刈払機がはねた小石が道路対面の車庫に置いてあった相手方車両後部に当たり破損させた。市は、示談により損害を賠償するというので、相手方は記載のとおりでございます。損害賠償の額は16万8,010円でございます。

専決第7号でございます。平成24年8月9日でございます。損害賠償による和解の内容ですが、平成24年7月3日午後零時20分ごろ、郡上市八幡町殿町170番地、金華堂前交差点において、公用車、自主運行バスですが、が右折する際、対向車とのすれ違いで道路左側に寄り過ぎていたため、金華堂横の街路灯に左後部が接触した。市は、示談により損害を賠償すると。相手方については記載のとおりです。損害賠償の額は1万7,850円でございます。

専決第8号は、平成24年8月20日ということ、和解の内容におきましては、損害賠償による和解の内容ですが、平成24年5月21日午前10時25分ごろ、郡上市大和町島、市道コセ線沿いの八幡神社において、園外保育中の園児4名が投げた石が同市道を走行中の相手方車両に当たり破損させた。市は、示談により損害を賠償すると。相手方については記載のとおりでございます。損害賠償の額が14万70円でございます。

以上でございますが、大変申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で、報告第16号の報告は終わります。

◎議報告第8号について

○議長（清水敏夫君） 日程52、議報告第8号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

また、8月30日までに受理しました陳情、要望は、お手元に配付しました文書表のとおり、常任

委員会に付託いたしましたので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございます。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時03分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水 敏 夫

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 美 谷 添 生